

工保第78701号

平成28年 6月 3日

一般社団法人神奈川県高圧ガス保安協会 会長 殿

神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長



酸素ボンベ破裂事故に関する注意喚起、周知について(依頼)

本県の工業保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平素より、高圧ガス容器の適切な取扱いに努めていただいているところですが、去る5月13日、長崎市の魚市場において、いけす供給用の酸素ガスの容器が破裂し、天井パネルが落下、軽トラックのフロント部分が大破し、近くで作業していた4名の方が負傷されました。

10年以上放置された容器であり、塩水による腐食が原因と疑われますが、本県ではこのような事故を防止するために神奈川県高圧ガス容器適正管理指針 (<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/24227.pdf>) を定めております。つきましては、高圧ガス容器の管理にかかる次の事項について、貴協会会員にあらためて周知いただきますようお願いいたします。

- 1 事業者は、高圧ガス容器管理台帳を備え、常に自社取り扱い高圧ガス容器を適切に管理すること。
- 2 消費先に、使用済み容器の速やかな返却と、残ガスのある容器は原則6か月以上の留置をしないことを依頼すること。
- 3 容器を6か月以上継続して使用している場合は、消費先の容器状態（容器外観、置場など）を確認すること。

参考 高圧ガス容器の破裂事故について  
消費先長期停滞容器の実態調査と回収実施のお願いについて

問い合わせ先

高圧ガスグループ 森田、岡田、菊池

電話 (045)210-3489

会員各位

平成 28 年 5 月 18 日  
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会  
産業ガス部門

## 高圧ガス容器の破裂事故について

－ 長期停滞容器の早期返却の徹底のお願い －

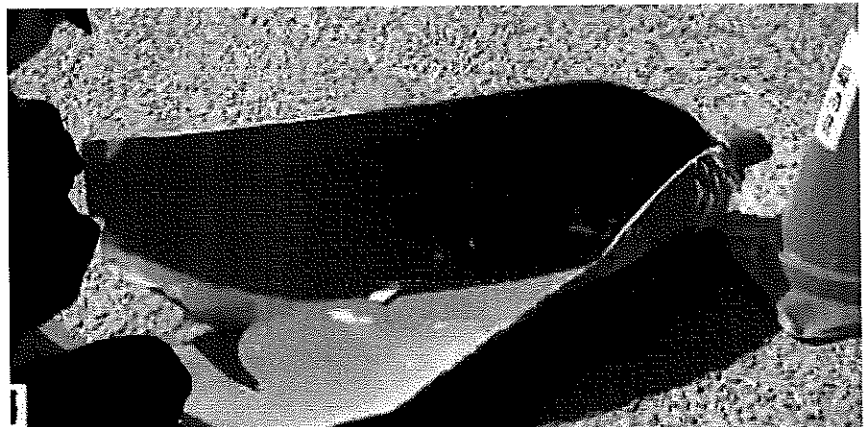
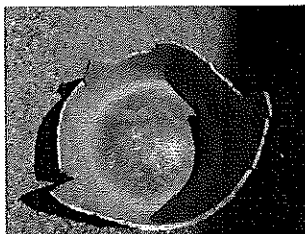
平成 28 年 5 月 13 日の朝、長崎市の魚市場で酸素の容器が破裂し、市場の天井のパネルが落下、軽トラックのフロント部分が大破し、近くで作業していた 4 名の方がけがをされました。

当該容器は、いけすへの供給用として 10 年位前から接続されたままであり、塩水などによる腐食が疑われております。

長期停滞容器は放置容器として適切な管理が行われないことが多く、このような事故の原因となります。会員各位におかれましては、以下の事項に改めて留意いただきますようお願いいたします。

- ・所有容器の適切な管理を行い、長期停滞容器については消費先の使用状況を確認する。
- ・消費先に容器使用後の速やかな返却を依頼する。
- ・各地域にて発行されている容器管理指針の内容を周知する。

【参考】事故容器の状況



以上

平成28年5月17日

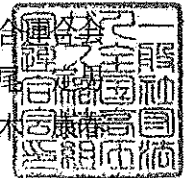
一般社団法人  
全国高压ガス溶材組合連合会  
単位組合事務局 御中

一般社団法人

全国高压ガス溶材組合

会長 深尾

保安委員長 鈴木



「消費先長期停滞容器の実態調査と回収実施のお願いについて」

平成28年5月13日の早朝、長崎市の魚市場の敷地内において、生簀の横の通路に置いてあった酸素容器が突然破裂し、男女4人が怪我をする事故が発生しました。

被害状況は、破片が直接人に当たってはいないが、最大40メートルほど容器が飛んで、爆風などの影響で天井がおよそ250メートルにわたって剥がれ落ちた他、軽トラック2台のフロント部分が大破しました。(10年以上放置された容器で潮水などによる腐食した可能性があり、当該ガスの販売業者は全溶連長崎の会員との事です。)

本件に関し、5月16日に経済産業省・高压ガス保安室より連絡があり、全溶連としての対応について指導がありました。

全溶連では、平成26年9月に消費先に使用済容器を放置しておく容器が腐食して破裂などの危険性がありますとの「放置容器は危険!!」チラシを作成し、全国に15万部程配布し周知活動を行って頂きましたが、新たに長期放置容器による破裂事故が発生しました。

つきましては、再度、全溶連会員殿へ消費先の長期停滞容器の実態調査と早期返却への改善について対応をお願いしたく存じます。

何卒、本主旨をご理解いただき、容器占有者のリスクを消費現場に幅広く周知して、ご協力頂きたくお願い申し上げます。

添付資料 「放置容器は危険!!」チラシ 一部

以上

# 放置は危険!!

高圧ガスの使用済み容器を  
放置しておくと、容器が腐食して  
破裂などの危険性があります。

## 容器管理のお願い

- 保安講習会への参加。
- 通風のよい場所で貯蔵。
- 転倒・転落しないように。
- 直射日光をさける。
- 容器温度は40℃以下に保持。
- 容器の盗難防止。

## 容器はお貸ししています

- 容器は原則として販売業者の所有物です。
- 販売するのは中身のガスだけです。
- 容器の賃貸借契約を交わし、  
保安責任を明確にしましょう。



長期間放置により腐食し、  
破裂した窒素ガス容器

高圧ガス使用後の容器は、  
販売店に速やかに返却しましょう。

一般社団法人  
全国高圧ガス溶材組合連合会

販売事業所

Blank area for contact information.